

対象案件	空家等対策計画と特定空家等の認定基準の作成について
意見募集期間	平成 29 年 9 月 6 日(水)から平成 29 年 10 月 5 日(木)まで
担当部署(問合せ先)	市民環境部市民課 空家対策担当 電話 011-372-3311 内 2305
意見提出件数	意見提出者数 1 人
	意見提出件数 1 件

提出のあった意見の概要	市の考え方 (案を修正したときは修正内容)
<p>北広島団地には遊歩道やその左右に広がる学校・公園・庭の風景、また近くの街への交通の便の良さなど様々な魅力があります。</p> <p>この魅力を活かすために、他の街からの長期短期滞在者用住宅として北広島団地内の空き家を利用すべきだと考えます。</p> <p>具体的政策としては、</p> <p>①空き家を通常の相場より大幅に安い家賃で提供する。</p> <p>②大家の荷物の整理が必至であるため、そこに行政の経費を充てる。</p> <p>などの政策が考えられます。</p> <p>北広島団地には様々な魅力があり、こんな素晴らしい団地で老後を暮らしたい方、子どもを育てたい方は全国に多々おります。あとはどのように発信し、どれだけ告知するかの広報の力にかかってくると思われしますので、頑張ってください。</p>	<p>現在、空き家を賃貸住宅に転用する場合の補助等は実施していませんが、空き家の賃貸借などの利活用については、計画の第4章「空家等の利活用の促進」で空き地・空き家バンクにおいて包括していることから、本計画への記載は行わないことします。</p> <p>なお、今回いただきましたご意見につきましては、北広島団地の活性化や定住化の促進、市の PR など空家対策以外の事業についてのご意見もありましたので、今後の事業の参考にさせていただきます。</p>